

関ヶ原町子育て支援拠点施設愛称募集要項

1. 趣旨

関ヶ原町では、令和8年度中のオープンに向けて、老朽化の著しい東保育園・西保育園・休園中の今須保育園を統合した新しいこども園と、子育てに関する相談などにワンストップで対応できる子育て支援センターを併設した「子育て支援拠点施設」の整備を進めています。

この施設は、統合した新しいこども園、子育て支援センターには、こども家庭センターと子育てコミュニティが入り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談体制や各種母子保健事業の実施、子育て世代の親同士が気軽につながり合える場として1箇所に集約し、町のどまんなかから「こどもまんなかまちづくり」を推進する拠点となる施設です。

この施設が、町の子育て支援のシンボルとして、より多くの町民の皆様に愛され親しまれる施設となるよう、愛称を募集します。

2. 施設概要

(1) 建設場所

関ヶ原町大字関ヶ原 811 番地の 181

(2) 構造

木造、木造一部鉄骨造、RC 造 1 階建

(3) 延床面積

2,521 m²

(4) 施設機能

①こども園

統合した新しいこども園は、110 人程度の保育・教育を行う保育所型認定こども園です。

②子育て支援センター棟

こども家庭センターは、国民健康保険保健福祉総合施設やすらぎに設置している子育て世代包括支援センター（母子保健分野の相談窓口）と住民課に設置している子ども家庭総合支援拠点（児童福祉分野の相談窓口）を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの相談支援を行う場所です。

子育てコミュニティは、子育て世代の親同士が気軽につながり合える場として、旧関ヶ原小学校付属幼稚園に設置しているものです。

3. 募集内容

(1) 施設の愛称

(2) 愛称に込めた思い、愛称の説明

4. 愛称の基準及び条件

応募作品は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 誰もが呼びやすく親しみやすい、施設をイメージできるような愛称であること。
- (2) 応募作品は応募者自身が制作したものであること。
- (3) 応募作品が他の施設名称等として使用されていないこと。

- (4) 他の著作物からの流用や模倣をしていないこと。
- (5) こども園と子育て支援センターで構成される施設全体の愛称であること。

5. 応募資格

- (1) 年齢や居住地などを問わず、どなたでも応募できます。
※18歳未満の方は保護者の同意を得た上で応募してください。
- (2) 1人何点でも応募できますが、応募用紙1枚につき1作品とします。

6. 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで ＜必着＞

7. 応募方法

以下のいずれかの方法で応募してください。

- (1) 応募フォームから応募

応募フォームから必要事項を入力し、応募してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/BgoD/1174165>

【QRコード】



- (2) 応募用紙による応募

所定の応募用紙に必要事項を記入して、以下のいずれかの方法で応募してください。

なお、応募用紙は、町ホームページからもダウンロードできます。

①持参

応募用紙を以下の施設に設置する応募箱に入れてください。

＜応募用紙と応募箱の設置施設＞

関ヶ原町役場、関ヶ原ふれあいセンター、関ヶ原町中央公民館、関ヶ原駅前観光交流館

②郵送

＜郵送先＞

〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58

関ヶ原町役場 住民課 児童福祉係 宛

8. 選考・発表

- (1) 厳正な内部審査の上、最優秀賞を1点決定します。
- (2) 同一の愛称が複数あった場合の取扱いは、町に一任いただきます。
- (3) 最優秀作品は、12月頃に町ホームページ等で発表する予定です。
- (4) 採用された方には、竣工式において表彰状及び記念品（5万円相当）を贈呈します。
- (5) 受賞者を除き、応募者への通知は行いません。また、審査過程や選考結果に関する問い合わせには応じかねます。

9. 注意事項

- (1) 愛称に関する著作権、その他一切の権利は町に帰属するものとします。
- (2) 愛称の採用にあたっては、一部を修正・補正して使用することがあります。
- (3) 募集に伴う個人情報については、本事業以外の目的では使用いたしません。ただし、応募に伴う個人情報のうち、受賞者の氏名、住所の一部、年齢は町広報誌、ホームページ等で公開するとともに、報道機関を含めた関係者に提供します。
- (4) 応募作品は返却しません。また、応募作品に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (5) 第三者が有する著作権、商標権等を侵害する事実が判明した場合は、採用を取り消します。また、権利侵害等に問われた場合は、すべて応募者の責任において対処するものとします。
- (6) 作品の応募をもって、本要綱に同意したものとみなします。

10. 問い合わせ先

関ヶ原町役場 住民課 児童福祉係

〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58

電 話 0584-43-1113 (課直通)

メール jyuumindaihyou@town.sekigahara.gifu.jp